

77. 基礎年金受給者数（新法適用者）

単位：人

年 度	総 数	基 礎 年 金		
		老 齢	遺 族	障 害
平成28年度	33,670	31,163	229	2,278
平成29年度	34,527	32,001	216	2,310
平成30年度	35,111	32,570	207	2,334
令和元年度	35,528	32,984	200	2,344
令和2年度	35,823	33,271	181	2,371

注：S 61. 4. 1法改正により基礎年金制度となる。

S 61. 4. 2以降60歳到達者は老齢基礎年金に、

母子年金・遺児年金は遺族基礎年金に移行した。

資料：市民生活課